

双葉町道路及び河川等美化活動報償金交付要綱

令和6年10月1日

告示第14号

(目的)

第1条 この要綱は、双葉町が管理する道路及び河川等について、除草及び清掃等の美化活動を実施している団体に報償金を交付することにより、町内の生活環境の維持及び改善を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 報償金の交付の対象となる団体は、行政区を母体とした団体その他町長が適当と認める地域的団体とする。

(報償金)

第3条 報償金は、双葉町が管理する道路及び河川等の美化活動を実施した団体に対し、1回当たり5,000円を交付する。

2 前項の美化活動の1箇所当たりの作業回数は、年間3回を上限とする。

(団体の届出)

第4条 報償金の交付を受けようとする団体は、作業を実施する年度ごとに双葉町道路及び河川等美化活動実施団体届出書(第1号様式)へ実施計画書及び会員名簿を添付して、町長に提出し、実施団体の登録を受けるものとする。

2 前項の団体は、2名以上で登録できるものとする。

3 第1項の登録を受けた団体は、その届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を町長に届け出るものとする。

(交付申請書)

第5条 報償金の交付を受けようとする実施団体は、双葉町道路及び河川等美化活動報償金交付申請書(第2号様式)を町長に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る内容を審査し、これを適当と認めたときは、報償金の交付を決定し、その旨を実施団体に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 報償金の交付決定通知を受けた実施団体は、双葉町道路及び河川等美化活動報償金交付請求書(第3号様式)を速やかに町長に提出するものとする。

(報償金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により報償金を受けた団体があると認めたときは、その団体から当該報償金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

様式(省略)